

平成20年度の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、今年度は3年目に当たるため、各所得段階の保険料は昨年度と同様です。＜表1＞

また、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、税制改正の影響により大幅に所得段階が移行した方には、急激な負担増を緩和するため、平成18年度から段階的に保険料を引き上げる措置を講じていますが、平成20年度分は平成19年度分の保険料がそのまま適用されます。この特例の適用を受ける方は＜表2＞の保険料が適用されます。なお、平成20年度介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。併せてご確認ください。

＜表1＞

段階	対象者	年間保険料
第1	生活保護または老齢福祉年金の受給者（住民税世帯非課税）	24,300円
第2	住民税世帯非課税で年金収入額及び所得金額の合計が80万円以下	30,300円
第3	住民税世帯非課税で第2段階以外	36,400円
第4	住民税課税世帯で本人が住民税非課税	48,600円
第5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	60,700円
第6	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	72,900円
第7	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	85,000円

＜表2＞

所得段階の移行状況	年間保険料		
税制改正前 → 本年度の段階	H18年度	H19年度	H20年度
第1段階 → 第4段階	32,300円	40,400円	40,400円
第2段階 → 第4段階	36,400円	42,500円	42,500円
第3段階 → 第4段階	40,400円	44,500円	44,500円
第1段階 → 第5段階	36,400円	48,600円	48,600円
第2段階 → 第5段階	40,400円	50,500円	50,500円
第3段階 → 第5段階	44,500円	52,600円	52,600円
第4段階 → 第5段階	52,600円	56,600円	56,600円

※「税制改正前の段階」とは、前年の所得に基づいて、税制改正の影響がなかった場合に適用される所得段階をいい、「本年度の段階」とは、税制改正後の税制に基づき本年度に適用される所得段階をいいます。

【問合せ】 税務課税制係 ☎48712

住宅の省エネ改修促進税制度が創設 固定資産税

平成20年度の国の税制改正において、地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、「省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置」制度が創設されました。この制度により平成20年1月1日に現存する住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、当該住宅（家屋）に係る固定資産税が翌年度分限り減額されます。

【減額の対象となる要件】（すべて満たすことが必要）

- 平成20年1月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）において行われる工事である。
- 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われる工事である。
- 1戸当たり30万円以上の改修工事が行われたものである。
- 対象工事のいずれかである。

【対象工事】

- ①窓の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）＜必須＞
- ②窓の断熱改修工事と合わせて行う以下の工事
 - ア 床の断熱改修工事
 - イ 天井の断熱改修工事
 - ウ 壁の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る）

※ただし、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

（例）窓の二重サッシ化、複層ガラス化、天井・壁・床に適切な量の断熱材を入れる工事

【減税の内容】

- 改修工事が完了した年の翌年度分限り、固定資産税が減額されます。
- 1戸当たり120平方メートル相当分までの税額の3分の1分が減額されます。
- ※都市計画税は減額の対象ではありません。
- ※新築軽減及び耐震改修に伴う軽減と同時に適用はできません。

【申請方法】

減額措置の適用を受けようとする場合は、工事完了後3か月以内に次の書類をご提出下さい。

- ①固定資産税減額申告書
- ②現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する証明書（建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が発行したもの）
- ③工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書

【問合せ・申込先】 税務課資産税係 ☎48713

平成20年度から計算方法が変わります。 国民健康保険税

老人保健制度に代わって、新たに「後期高齢者医療制度」が創設され、その制度を支援するため75歳未満の人は後期高齢者支援金分として保険料を負担することになりました。これまでは「医療保険分」と「介護保険分（40～64歳の方）」を合わせた額を納めていただいていたが、平成20年4月からは「後期高齢者支援金分」が新たに加わります。

所得割：加入者の前年中の所得から基礎控除（33万円）を引き、その額に税率を掛けた金額
 均等割：加入者一人当たりにかかる金額
 平等割：一世帯当たりにかかる金額
 課税限度額：一世帯当たりの限度額

区分	改正前（19年度）	改正後（20年度）
医療分	①所得割 9.10% ②被保険者均等割 28,000円 ③世帯別平等割 29,000円 課税限度額 560,000円	①所得割 6.2% ②被保険者均等割 21,000円 ③世帯別平等割 22,000円 課税限度額 470,000円
後期高齢者支援分		①所得割 2.50% ②被保険者均等割 8,000円 ③世帯別平等割 8,000円 課税限度額 120,000円
介護分	①所得割 2.10% ②被保険者均等割 9,000円 ③世帯別平等割 6,000円 課税限度額 90,000円	①所得割 2.00% ②被保険者均等割 8,000円 ③世帯別平等割 6,000円 課税限度額 90,000円

保険税の軽減

平成19年中の所得が、右表の所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

保険税の軽減は、世帯全員の所得が申告されていないと基準に該当するかどうかの判定ができません。前年中の所得が分からない世帯には、申告書をお送りしますので必ず申告してください。

軽減区分	総所得金額が下記の金額以下（世帯主と被保険者の合計所得）	申請書提出の必要
7割軽減	33万円	申請書の提出は不要
5割軽減	33万円＋24万5千円×（世帯主を除いた被保険者数）	申請書の提出は不要
2割軽減	33万円＋35万円×被保険者	本年度から申請書の提出が不要

※後期高齢者支援分は、後期高齢者医療制度に対して給付等に必要額のうち公費5割、後期高齢者保険料1割を除いた約4割分を74歳以下の各医療保険の被保険者に負担していただき、後期高齢者の医療を賄うものです。

※長寿（後期高齢者）医療制度へ移行することで国保被保険者が減少しても国保から移行した後期高齢者の人数及び所得も含めて5年間、軽減判定を行います。また減少して1人の世帯になる場合は最長5年間、保険税の平等割賦課分が半額になります。

※後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時または制度創設後に75歳に到達する方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、これまで被用者保険の被扶養者であった方が国保被保険者になる方（以下「旧被扶養者」という。）は所得割がからず、均等割は半額になります。また、旧被扶養者のみで構成される世帯についてはさらに、平等割も半額になります。（ただし、7割軽減及び5割軽減の対象者は除きます。）

【問合せ】 国保健康課 ☎48721 税務課税制係 ☎48712

収納業務の民間委託を予定

加西市では公共料金等未収金の収納業務を民間に委託する手続きを進めています。

これは、民間の創意工夫を最大限活用し、未収金の回収と収納率の向上を図ることを目的としています。

詳細が決まりしだいお知らせいたします。

本年7月に公募要綱を公表し、概ね10月頃からの委託を予定しています。

民間委託を予定している公共料金等

住宅改修資金等貸付償還金 市立加西病院医療費
 市営住宅使用料 し尿収集手数料
 国営加古川西部土地改良事業負担金 保育料

【問合せ】 収納課 ☎48714

所得税 省エネ改修工事等の住宅ローン控除

住宅の省エネ改修工事等にかかる住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除（住宅ローン控除）の特例が創設されております。詳しくは下記まで。

【問合せ】 社税務署 ☎0795420223

納期内完納にご協力をお願いします

平成20年度 固定資産税第2期分、国民健康保険税及び介護保険料（普通徴収）第1期分の納期限は

7月31日(木)です。

【問合せ】 税務課税制係 ☎48712